

岩手県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第766号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和4年8月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市藪川地内
- 2 実施した期間 令和3年11月1日から令和4年6月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量